

## えほんpicnic（マルシェpicnic）出展規約（飲食・食品出展、物販・ワークショップ出展、キッチンカー出展）

下記文章をよくお読み頂き、ご了承の上ご出展ください。

2022年5月22日

### I 規約の履行

出展者は、以下の規約を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができ、次回からの出展応募をお断りさせて頂く場合がございます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

### II 出展資格

1. 出展者は主催者が定めるえほんpicnic（マルシェpicnic）の開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する法人・団体・個人などに限定します。また、主催者は主催者の出展基準に従い、法人・団体、商品・サービスなどが出展に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

#### 【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- ・申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
  - ・出展内容がイベントの趣旨にそぐわないと判断される場合
  - ・出展者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
  - ・来場者や他の出展者などから苦情が予想される場合
  - ・出展者が自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合
  - ・出展者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）であること、またはあったことが判明した場合。出展者が出展のために契約する者（施工を委託する者を含む）、それに限らないが反社会的勢力であることが判明した場合
  - ・その他出展が著しく不相応と判断される場合
2. 出展申し込みを正式に受理した後でも、出展者が「出展規約」「出展要項」「フィールドルール」などに従えないと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
  3. 主催者は、疫病などでWHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

### III 出展キャンセル・返金について

1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。  
やむを得ない事情により出展取り消し・解約をする場合は、出展者は書面もしくはメールにて主催者に届け出なければなりません。また、ご入金頂いた金額以上の損害が主催者に発生した場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。
2. 出展取り消し・解約をされた場合は、一度ご入金頂いた協賛金、その他は払い戻し出来ません。

### IV えほんpicnicの中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、えほんpicnic実行委員会及び公園事務所、関係行政機関等の協議により、えほんpicnicの全部または一部の運営を中止、一時中断、再開できるものとします。出展者はこの決定に従うものとし、主催者はこれにより生じた出展者および関係者の損害（商品開発、制作費用・レンタル料他）を補償・返金しません。

#### 【協議対象となる事象の事例】

- ・新型コロナウイルス等の感染症
- ・気象状況悪化（台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令）
- ・地震、洪水発生
- ・火災発生
- ・熱中症・食中毒などの集団発生（各関係省庁の指導があった場合）
- ・危険物の発見
- ・爆破予告などの発生
- ・その他、えほんpicnic実行委員会、大阪市西区役所が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合。

2. えほんpicnicの中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。
- ・7日前の社会情勢を加味した判断
  - ・イベント前日PM12:00(正午)での状況判断
  - ・イベント当日AM7:00での状況判断
  - ※順延時も同様とします。
  - ・イベント開催中は適宜状況により判断
  - ※今後の検討により決定時期の変更を行う場合があります。

#### V 出展位置の割り当て

1. 出展位置は主催者が決定します。出展者はその結果に従うものとします。
2. 出展者は、主催者が定めた出展スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
3. 主催者は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出展申込キャンセルなどがあつた場合、出展位置を変更することができます。

#### VI 出展について

##### 【飲食・食品出展、キッチンカー出展、物販・ワークショップ出展 共通】

1. 出展者は2022年10月8日(土)、翌日9日(日)の両日の予定を空けておくこととし、順延になっても必ず出展頂きます。
2. 開催時間10:00~16:00の間は営業を行うものとします。売り切れによる、途中撤退はできません。撤収準備は16:00以降に行うものとします。
3. 出展者は、通路など自社ブース以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
4. 出展者は、他の出展者の迷惑となる行為を行ってはいけません。その行為が来場者・出展者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。
5. 出展者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
6. えほんpicnic開催中および開催後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があつたと主催者が判断した場合、主催者は事実確認を行うと共に、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。
7. 鞆公園内にはゴミ箱を設置いたしません。出展準備、運営などで出たゴミは、全て個々の出展者様が責任をもって持ち帰ってください。※当日、御来場者様のお手周りのゴミを見かけましたら、各出展者様が積極的に回収していただきますよう、ご協力をお願いします。
8. 蚊の対策として蚊取り線香の配布を予定しています。火の取り扱いにはご注意ください、イベント終了後は水をかけるなどして、確実に消火をしようとして、各店舗にて廃棄ください。
9. 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意して下さい。(公園内の電気設備、水道設備は使用できません。発電機等は出店者が用意して下さい。)

##### 【飲食・食品出展】

10. 出展者は以下の物の販売を禁止します。
  - ・賞味・消費期限切れ商品。
  - ・会場で油を使った調理(フライ系など)の出展(炒める程度の油の使用はOK)。
  - ・現場で調整した飲み物の提供(1種類以上の飲み物を混ぜてつくるお酒など。)
  - ・露店でコップに氷を入れジュースを注ぐといった販売方法も認められません。
  - ・アルコール、ジュースなどの販売は、既製品もしくは蓋がしまっているもの、ビールサーバーで注がれたもののみ販売可能。
  - ・お米やサンドイッチ類の調理品
  - ・他にも出展不可の食品目があります。
  - ※許可書の条件書に販売許可のある食品であっても、野外販売が認められていない食品があります。
  - お申し込み前に、出展内容を管轄の生活衛生監視事務所へ確認いただきますようお願い致します。
  - ・当日に他の出展者から購入したもの。
  - ・その他、イベントの趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。
11. 火器を使用する出展者は、消火器持参が必須となります。
12. 出展者は以下の行為を禁止致します。
  - ・旗やのぼりの設置。
  - ・テント梁より上部に看板をたてる行為。
  - ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。
  - ・ブース外でのビラ配りや呼び込み、ブース内においても周囲の迷惑になる大声での呼び込み。
  - ・指定スペース以外の使用。

##### 【キッチンカー出展】

10. 出展者は以下の物の販売を禁止します。
  - ・賞味・消費期限切れ商品。
  - ・当日に他の出展者から購入したもの。
  - ・その他、イベントの趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。
11. 火器を使用する出展者は、消火器持参が必須となります。
12. 出展者は以下の行為を禁止致します。
  - ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。
  - ・ブース外でのビラ配りや呼び込み、ブース内においても周囲の迷惑になる大声での呼び込み。
  - ・指定スペース以外の使用。

##### 【物販・ワークショップ出展】

10. 出展者は以下の物の販売を禁止します。
  - ・当日に他の出展者から購入したもの。
  - ・ペットなどの動物。
  - ・アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公助良俗に反するもの。
  - ・契約事項が必要になるもの。
  - ・盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など、法令や条例に違反するもの。
  - ・他社(他者)の権利や法律を侵害するもの。
  - ・キャラクター等をリメイクした作品、もしくは模倣している作品。
  - ・その他、イベントの趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。
11. 火器を使用する出展者は、消火器持参が必須となります。

12. 出展者は以下の行為を禁止致します。

- ・旗やのぼりの設置。
- ・テント梁より上部に看板をたてる行為。
- ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。
- ・ブース外でのビラ配りや呼び込み、ブース内においても周囲の迷惑になる大声での呼び込み。
- ・指定スペース以外の使用。

#### VII 新型コロナウイルスの対応について

1. 出展者は、イベント当日の朝に検温を実施してください。この際、37.5° 以上であればイベント参加は不可とします。  
なお、この場合においても出展者から事前に支払われた費用は返還しないものとします。
2. イベント中は、不織布のマスクを着用をお願いします。
3. こまめな手洗い、手指消毒の実施をお願いします。
4. カルトンを使用することで、来場者が金銭を支払う際、出展者が釣り銭を渡す際に、接触がないようにしてください。

#### VIII キッチンカーによる出展について

1. キッチンカーで出店では、以下の全ての要件を満たす必要があります。
  - ・営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する方。
  - ・生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入している方。
  - ・公園内で調理販売する場合は、営業許可書の営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
  - ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している方。
  - ・保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える方。

#### IX 搬入搬出について

##### 【飲食・食品出展、物販・ワークショップ出展 共通】

公園内への車の乗り入れは禁止されております。お車をご使用の際、道路に停車する場合は素早く作業をお願いします。一般車の行き来する道になりますので、停車時間は10分以内でお願いします。

荷物を下ろした後、近くのパーキングに車の移動をお願いします。

※指定のパーキングはございません。

★なにお筋沿いと四ツ橋筋沿いをご利用ください。赤い色の部分は駐停車禁止になります。



#### ※画像の赤色の部分は駐停車禁止

##### 【キッチンカー出展】

公園内を車で走行する際は、係員の指示に従い指定する通路を時速5km以下でハザードランプを点灯させてください。

また、車両移動時以外はエンジンを停止させてください。

#### X 損害責任

1. 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
2. 出展者はその従業員・関係者・関係店の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。
3. 出展された商品・サービスについて出展者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけるものとします。万一、主催者に紛争に 関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。
4. 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

#### XI 規約の更新

主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。また、本規約の変更は、ホームページで告知されます。

以上